

平成25年12月

篠栗町議会第4回定例会  
会 議 錄

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：12月9日(月)～17日(火) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘要
						開会
第1日	12	9	月	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	12	10	火	考案日		
第3日	12	11	水	本会議	午前10時	・一般質問
第4日	12	12	木	条例委員会	午前10時	・付託案件審査
第5日	12	13	金	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第6日	12	14	土	休会		閉会
第7日	12	15	日	休会		閉会
第8日	12	16	月	予備日		
第9日	12	17	火	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉会

# 平成25年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成25年12月9日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 議案第54号 篠栗町教育委員会委員の任命について

## 議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
55	篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
56	篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会(連合審査)
57	指定管理者の指定について	文教厚生常任委員会
58	平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について	予算特別委員会
59	平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算特別委員会

# 平成25年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成25年12月11日(水) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	6番	草場 謙次	議員
2.	12番	荒牧 泰範	議員
3.	8番	松田 國守	議員
4.	4番	横山 久義	議員
5.	5番	大楠 英志	議員

# 平成25年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成25年12月17日(火)午前10時開議

- 第1, 議案第55号 篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第56号 篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第57号 指定管理者の指定について
- 第4, 議案第58号 平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について
- 第5, 議案第59号 平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第6, 意見書案 第3号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書
- 第7, 常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

平成25年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月9日(開会)

# 平成25年 第4回 定例会 会議録

日時 平成25年12月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

## 出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

## 欠席議員

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

## 出席した議会事務局職員

局長 清原 真也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成 25 年第 4 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において 6 番、草場謙次議員、7 番、阿部寛治議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から 12 月 17 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から 12 月 17 日までの 9 日間に決定いたしました。

日程第 3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第 54 号から議案第 59 号までの 6 議案でございます。

それでは、議案第 54 号から議案第 59 号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆様、おはようございます。

本日、平成 25 年第 4 回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございました。

提案理由を御説明する前に少しお時間をいただきまして、第 3 回定例会以降の諸情勢について御報告申し上げます。

去る 11月20日に毎年恒例の全国町村長大会が渋谷のNHKホールにて開催されました。この大会では、毎年、地方自治の発展に向けた決議を採択し、国に対して要望活動を展開しております。

本年度は決議の冒頭において、「町村の多くは農山漁村地域であり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の『心のふるさと』である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。我々町村長は、相互の連携を一層強固のものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である」とし、「新しい地方分権改革を強力に推進すること」、「地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」、「農林漁業の振興による農山漁村の再生活性化を図ること」など、7項目の決議をいたしました。その実現に向けて、平成26年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっての重点要望を決定いたしました。

また、平成20年、24年の全国町村長大会において、道州制への漠然としたイメージや期待感のみ先行し、国民の感覚から遊離していること、道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていくことなどの問題点を指摘した上で、道州制導入に反対する特別決議を採択いたしましたが、本年度においても与党が道州制基本法案の国会提出を目指そうとしている状況の中で、「それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多様な町村が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることを忘れてはならないとして、改めて全国町村会として『道州制基本法案』の国会提出と道州制の導入に断固反対していく」との大会特別決議を採択いたしました。

こうした全国の町村長の総意である町村長大会での決議も踏まえながら、篠栗町での今後の行政運営を進めてまいりたいと考えております。

私が尊敬する地方自治論の権威であります大森彌先生は、雑誌ガバナンス12月号掲載の「閉塞状況を突破する首長の力」という小論の中で、地域における社会的包括のネットワークづくりの中でこそ、公選独任の首長の持ち味を發揮できるところであると述べられております。「地域には無能な人、無用な人は一人もいない。人々が住みなれた地域で最後まで暮らせるためには、できる限り本人の自立・自助

を尊重し、その心身の力を補う近助のネットワークづくりこそ、地域経営者としての首長の責務である。

公選独任の首長の強みは、職員を動かすことによって自治体行政に一貫性とまとまりをつくり出すことができることである。そのためには職員のワーク・ライフ・バランスを考慮しつつ、貴重な行政財産を最大限有効に活用できる人事管理とチーム編成の実現が求められている」との指摘でありました。肝に銘じて取り組んでまいる所存でございます。

また、以前から、九州大学工学部で都市計画が御専門の坂井 猛教授と交流を持っておりましたが、先生の大学院の集中講義で、篠栗町の今後の都市計画について研究し、1月8日に報告を受けることになっております。

九州産業大学では学生による自治体との連携を目指した「K S U（キク、シル、ウゴク）プロジェクト型教育」での協力申し出があつております、町からも各課から持ち寄った提案事項を整理した上で対応してまいる予定でございます。このように地域の大学との交流を図りながら、学生の新鮮な目線でのまちづくりへの思いにも耳を傾けてまいりたいと考えております。

さて、3期目の最初の1年が経過いたしました。私は、都会の雰囲気、田舎の趣を持った「ささぐりの新しい個性の創造」を目指して10項目の課題を掲げました。これらの諸項目については、年度ごとに事業計画を立てて進めておりますので、平成25年度の終了時期であります平成26年第1回定例会におきまして、進捗状況等を報告してまいりたいと考えております。

昨年の第4回定例会の挨拶の結びに私は、「これまで取り組んできた『協働のまちづくり』から一歩前進して、自治の意識を心に強く持った『新しい公共』の概念に基づいた職員と住民の皆さんの行動の積み重ねこそ、身の丈に合った持続可能な暮らしを実現できるまちづくりへとつながるのではないかと考えます」と申し上げました。しかし、まことに申しわけないことありますが、自分自身、この「新しい公共」という言葉に込められているはずの意味を、いま一つ自分のものにしていきくことができない、そのままに使っているような気がしておりました。

最近、有識者のコメントの中に、協働のまちづくりから一歩進んで共創のまちづくり、ともにつくるまちづくりへと進めていくこうとの表現がありました。新しい公共とは、まさにこのことではないかと考えております。篠栗町の新しい個性の創造と住民の皆様とともに形にしていく作業こそ、私ども行政が取り組んでいかなければならぬことであると確信するに至りました。今後は「共創のまちづくり」を皆

さんとともに進めてまいりたいと考えております。

以上、最近の諸情勢を報告いたしました。議会におかれましても、今後とも御協力賜りますよう何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議案についての説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第54号から議案第59号までの6議案であります。

議案第54号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員の井上武之氏が本年12月15日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第55号は、「篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、法律名が改められたことにより、その引用規定を改正するもの及び町営住宅の入居者資格に、「生活の本拠をともにする関係にある相手からの暴力を受けた被害者」を追加することにより、対象を拡大するものであります。

議案第56号は、「篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町流域関連公共下水道事業が地方公営企業法を全部適用すること及び篠栗町城戸簡易水道事業を篠栗町水道事業に統合することに伴い所要の規定を整備するため、関連する条例の一部を改正または廃止するものであります。

改正及び廃止する条例は全部で12条例でありますが、そのうち改正する条例は、篠栗町水道事業の設置等に関する条例、篠栗町課設置条例、篠栗町長期継続契約を締結することのできる契約を定める条例、篠栗町特別会計設置条例、篠栗町下水道条例、篠栗町下水道法施行条例、篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、篠栗町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町水道法施行条例の10条例であります。廃止する条例は、篠栗町流域関連公共下水道事業基金条例、篠栗町城戸簡易水道事業の設置に関する条例の2条例であります。

議案第 57 号は、「指定管理者の指定について」であります。

本議案は、篠栗町葬祭場に係る指定管理について、社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会を指定管理者とすることについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 58 号は、「平成 25 年篠栗町一般会計補正予算（第 3 号）について」であります。

本議案は、平成 25 年度篠栗町一般会計予算を歳入歳出それぞれ 8,783 万 9,000 円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 97 億 6,937 万 3,000 円とするものであります。

歳入につきましては、障害者自立支援サービス等の増加に伴う国庫支出金 2,611 万円を増額するほか、主なものといたしまして、障害者自立支援サービスの増加や地域子育て活動支援事業等の県負担に伴う県支出金 2,024 万 9,000 円、萩尾地区町有林の立木売り払いに伴う財産収入、1,195 万 4,000 円を増額補正しております。

その他に、歳出との整合性を図るため、普通交付税 2,882 万 6,000 円を追加計上しております。

主な歳出につきましては、まず、民生費におきまして、法改正に伴うシステム変更委託料 153 万 3,000 円、障害者自立支援サービス給付に充てる扶助費 4,384 万 6,000 円、ケアプラン作成委託料 59 万 2,000 円、後期高齢者医療療養給付費の実績に伴う負担金 1,087 万 5,000 円、認定保育園の保育料の算定などのシステム変更に伴う委託料 580 万 2,000 円、保育士等処遇改善臨時特例交付金事業補助金 94 万 4,000 円を追加計上するものであります。

農林水産業費におきましては、萩尾地区造林事業に伴う役務費 435 万 1,000 円を追加計上するものであります。

教育費におきましては、肢体不自由児受け入れのための篠栗小学校施設整備及び勢門小学校プール改修工事に 1,884 万 8,000 円を追加計上するものであります。

諸支出金におきましては、人事異動に伴い、国民健康保険特別会計繰出金 31 万 1,000 円を減額補正するものであります。

その他に、人事異動等に伴う人件費 135 万 3,000 円を追加計上するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、議会中継や音声認識システム導入等に係る

リース料として3,328万8,000円の債務負担行為を行うものであります。

また、継続費の補正につきましては、新たに萩尾地区鉢立町有林の造林事業の実施に係る費用を上乗せし、1億5,914万9,000円に変更するものであります。

地方債の補正につきましては、地域活性化事業債の借入限度額を410万円に変更するものであります。

議案第59号は、「平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、人事異動による人件費の補正であり、歳入歳出それぞれ31万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億2,594万3,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第54号から議案第59号までの6議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち議案第54号は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君）　異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第55号から議案第57号までの3議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

なお、議案第56号につきましては、付託の文教厚生常任委員会を主たる委員会とする両常任委員会による連合審査会を開き、審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君）　異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

また、議案第58号及び議案第59号の予算関連2議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は1番、後藤百合子議員、副委員長は8番、松田國守議員です。

最後に、規則1件につきましては、所管の文教厚生常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

日程第5、議案第54号、篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を学校教育課長に求めます。

佐伯学校教育課長。

○学校教育課長（佐伯和久君）

議案第54号

篠栗町教育委員会委員の任命について

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字篠栗991番地

氏 名 : 井上武之

生年月日 : 昭和19年11月28日

平成25年12月9日提出

篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育委員、井上武之氏が、平成25年12月15日をもって任期満了となるため。

なお、履歴につきましては裏面に貼付のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時18分